

秘密保持に関する誓約書

この度、私は 2025 年第 1 回(9 期)NEDO SSA プログラムの受講 (以下「本件」といいます) に関し、開示される秘密情報の取り扱いについて、以下の事項を遵守することを誓約します。

記

第 1 条 (秘密保持の誓約)

私は、本件に関連して開示される、事務局、講師、OJT 対象企業や起業家に関する情報、本プログラムの教材、他の受講生・修了生の個人情報および業務に関する情報 (以下「秘密情報」といいます) について、秘密を保持するものとし、事前に秘密情報の開示者から書面等の承諾を得た場合をのぞき、第三者に秘密情報を開示しません。ただし、私が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報に該当しないものとします。

- 1) 開示者から受領したとき、私がすでに自ら正当に所有していた情報
- 2) 開示者から受領したとき、すでに公知であった情報
- 3) 開示者から受領した後、私の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 4) 正当な権限を有する第 3 者から守秘義務を伴わずに適法に入手した情報
- 5) 私が秘密情報に依存することなく、独自に創作または開発した情報

第 2 条 (承諾を得ない利用の禁止)

私は、本件で開示された秘密情報については、開示者の事前の書面等による承諾を得た場合を除き、本件以外の目的では利用しません。

第 3 条 (秘密情報の開示)

私は、第 3 者に対し秘密情報の開示を行う場合、事前に開示者から書面等により承諾を得ます。また、当該第 3 者に対しては本書に定める義務と同等以上の義務を課すこととします。

第 4 条 (損害賠償)

私は、本誓約書に記載する事項のいずれかに違反したことにより開示者もしくは NEDO に損害を与えた場合、一切の責任を負うものとし、開示者もしくは NEDO が被った損害を賠償します。

第 5 条 (協議)

私は、本誓約書に定めのない事項および本誓約書の解釈について疑義が生じた場合、協議のうえ、これを解決します。

第 6 条 (有効期間)

本誓約書は、秘密情報において別途定められた秘匿期間がある場合を除き、署名日から 5 年間有効とします。

2025 年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 斎藤 保 殿

氏名 _____